

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

## 公 告

### 公 告

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告する。

平成20年 7 月 7 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

### 記

1 入札執行者

静岡市長 小嶋善吉

2 担当部局

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 静岡市役所 清水庁舎 8 階  
静岡市教育委員会教育部 学校給食課  
電話番号 054-354-2552  
FAX番号 054-351-7461  
e-mail kyuushoku@city.shizuoka.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 事業名

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業(以下「本事業」という。)

(2) 施行場所

静岡市駿河区西島127-1他3筆

(3) 業務概要

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりである。

- 1) 本施設の整備業務
- 2) 本施設の維持管理業務
- 3) 給食の運営業務

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成37年3月末日までとする。

(5) 予定価格

7,572,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

#### 4 競争入札参加資格

##### (1) 応募者の構成等

##### 1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成における「構成員」とは、本事業への参加者であり、SPCから直接業務を受託又は請け負うものをいう。

イ 入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）及び建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運營業務を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業で構成されるものとする。

ウ 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループとし、代表企業を定めるものとする。

エ 入札参加グループの代表企業、建設企業、運営企業は必ず出資するものとする。

なお、入札参加者による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の100分の50を超えるものとする。

また、入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保の設定その他一切の処分を行つてはならない。

##### 2) 入札参加者の参加要件

ア 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。

イ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。

ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更を行うことができる。

エ 入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加をすることはできないとするともに、他の入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加もすることが

できない。

### 3) 業務の再委託

入札参加者の構成員は、SPCから受託又は請負った業務の一部について第三者に再委託し、又は下請負人を使用することができるが、その場合は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市の承諾を得るものとする。

なお、構成員が、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運営業務のうち「配送・回送業務」を協力企業に再委託する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

## (2) 応募者の参加資格要件

構成員の設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、同一の業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1者がその要件を満たしていること。

なお、入札参加資格者名簿に登録がされていない場合は、平成20年7月25日（金）午後5時までに所定の窓口で登録の申請を済ませること。

### 1) 設計企業

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 平成20年度静岡市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」に登録をしていること。

ウ HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

### 2) 建設企業

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成20年度静岡市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録があり、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の資格認定において、市内業者の場合はA甲に格付けされていること。市外業者の場合は、総合点で1,000点以上であること。

ウ 延床面積3,000㎡以上の建築物の施工実績を有していること。

※ 工事監理業務を行う企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関連がある者が兼ねることはできない。

※ 「資本面で関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面で関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役

員である者及びその者が属する企業又は法人をいう（以下同じ。）

3) 運営企業

ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

① 学校給食施設における調理業務

② 集団調理施設（公的施設又は民間施設）における調理業務

(3) 応募者に関する制限

以下に該当する者は、入札参加グループの構成員となることができない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- 3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 6) 静岡市工事請負契約等に係る指名停止措置要綱（平成15年静岡市要綱）に基づく指名停止期間中の者
- 7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者
- 8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3号の規定による営業停止期間中の者
- 9) 直前1年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者
- 10) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関連がある者
- 11) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）

(4) 入札参加資格の確認基準日

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日から落札者決定の日までに入札参

加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加グループは失格とする。

また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、落札者決定の日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

(5) 入札参加資格確認通知書の交付

競争参加資格確認審査の結果は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加者に対して、書面により平成20年8月22日（金）に市から通知する。

5 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法

入札説明書等の公表（交付）は、市のホームページ及び本事業の窓口にて行う。

(1) 交付期間

平成20年7月7日（月）から7月9日（水）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記2に同じ。

ホームページ <http://www.city.shizuoka.jp/deps/gakkokyushoku/index.html>

(3) 交付方法

無償で交付する

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

(1) 提出日

平成20年8月11日（月）から8月15日（金）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 提出方法

持参又は、郵送

7 入札手続等

(1) 入札方法

地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札を「静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業に係る総合評価競争入札実施要領」に基づいて実施する。

(2) 入札提出書類の提出

ア 提出日

平成20年11月 5 日（水）午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 2 時まで

イ 提出場所

上記 2 に同じ

ウ 入札書類の提出方法

持参又は、郵送（※郵送の場合は受付日時までに必着すること。）

(3) 開札

ア 日時

平成20年11月 5 日（水）午後 3 時

イ 開札場所

静岡市役所清水庁舎 5 階53会議室

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

施設整備費相当分（ただし、施設の整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

別紙「静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 落札者決定基準」に記載のとおりとする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 照会窓口は、静岡市教育委員会事務局学校給食課（電話054-354-2552）とする。

(3) 本事業の特定事業契約については、落札者が設立したSPCと仮契約を締結した上、静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年静岡市条例第54号）第2条の規定等による市議会の議決があったとき、本契約が成立する。

(4) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract

PFI-based design, construction, operation and maintenance of the southern part of Shizuoka City School Lunch Center

(2) The date and time of tender

A. The due date when the qualification for participation in the tender is submitted

(Direct application, Only) 5:00PM, August 15th, 2008

B. The due date when the tender proposal document is submitted

(Direct application, Only) 2:00PM, November 5th, 2008

(3) Department in charge

School lunch section, Educational bureau, Shizuoka City Hall

6-8, asahimachi, Shimizu-ku, Shizuoka-shi, 424-8701, Japan

Tel : 054-354-2552

E-mail : kyuushoku@city.shizuoka.jp

(4) Languages for making inquiries : Japanese